附　則

この規則は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年五月二十三日）から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

機器の種類					
機器の特徴					
製造者		名　称		製造番号	
色		大きさ		積載物	
その他の特徴					
備　考					

備考１　法第２条第１項第１号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。

２　公務操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

３　小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。

４　公務操縦者欄には、法第８条第２項第３号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

５　小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

６　機器の種類欄には、法第２条第３項に定める小型無人機又は第２条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。

７　製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

８　不要の欄は斜線で消すこと。

９　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

機器の種類					
機器の特徴					
製造者		名　称		製造番号	
色		大きさ		積載物	
その他の特徴					
備　考					

備考１　法第２条第１項第１号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。

２　公務操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

３　小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。

４　公務操縦者欄には、法第８条第２項第３号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

５　小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

６　製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

７　不要の欄は斜線で消すこと。

８　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。